

編修委員会規定

第1条 この規定は学術誌編修部会を構成する日本機械学会論文集〔Transactions of the JSME (in Japanese)〕, Mechanical Engineering Journal, Mechanical Engineering Letters の各編修委員会に関する事項を定める。

第2条 編修委員会は日本機械学会論文集〔Transactions of the JSME (in Japanese)〕, Mechanical Engineering Journal, Mechanical Engineering Letters の3誌の編修を担う各カテゴリの企画・編修ならびに各誌の発行に際しての調整を行う。

第3条 各誌のカテゴリは以下のとおりとする。

カテゴリ (日本語名)	カテゴリ (英語名)	担当部門・専門会議・推進会議
材料力学, 機械材料, 材料加工	Solid Mechanics and Materials Engineering	材料力学部門 機械材料・材料加工部門
流体工学, 流体機械	Fluids Engineering	流体工学部門
熱工学, 内燃機関, 動力エネルギーシステム	Thermal, Engine and Power Engineering	熱工学部門 エンジンシステム部門 動力エネルギーシステム部門
機械力学, 計測, 自動制御, ロボティクス, メカトロニクス	Dynamics & Control, Robotics & Mechatronics	機械力学・計測制御部門 ロボティクス・メカトロニクス部門
マイクロ・ナノ工学	Micro / Nano Science and Technology	マイクロ・ナノ工学部門
計算力学	Computational Mechanics	計算力学部門
設計, 機素・潤滑, 情報・知能, 製造, システム	Design, Machine Element & Tribology, Information & Intelligent Technology, Manufacturing, and Systems	機素潤滑設計部門 設計工学・システム部門 生産加工・工作機械部門 生産システム部門 情報・知能・精密機器部門
生体工学, 医工学, スポーツ工学, 人間工学	Bio, Medical, Sports and Human Engineering	バイオエンジニアリング部門 スポーツ工学・ヒューマン・ダイミクス部門 医工学テクノロジー推進会議
環境工学, 産業・化学機械, システム安全	Environmental and Process Engineering, Safety	環境工学部門 産業・化学機械と安全部門
交通・物流	Transportation and Logistics	交通・物流部門
宇宙工学	Space Engineering	宇宙工学部門
法工学, 技術史, 工学教育, 経営工学など	Law, History, Education and Management Engineering	技術と社会部門 法工学専門会議

第4条 編修委員会は、編修委員長、副編修委員長、アドバイザーエディタ、カテゴリマネージャー、各カテゴリのエディタ、アソシエイトエディタで構成され、学術誌編修部会長が管掌する。なお、それぞれのカテゴリにおける委員構成及び編修委員会の運営に関しては、別途、学術誌編修部会組織の委員選出及び任期等通則に定める。

付則

1. この規定の変更は編修理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本機械学会

2. この規定は2016年10月1日より施行する.

2013年7月10日 編修理事会制定

2015年5月19日 編修理事会改訂

2016年7月8日 編修理事会改訂

2024年4月19日 編修理事会改訂

Mechanical Engineering Reviews 編修委員会

2013年7月10日 編修理事会制定

2023年3月28日 編修理事会廃止

学術誌編修部会組織の委員選出及び任期等通則

学術誌編修部会を構成する各組織の委員の選出ならびに任期等は以下のとおりとする。

1. 編修委員長，副編修委員長，アドバイザーエディタ，カテゴリマネジャーの選出及び任期

1・1 編修委員長（Editor in Chief）及び副編修委員長（Vice Editor in Chief）の選出

日本機械学会論文集〔Transactions of the JSME（in Japanese）〕，Mechanical Engineering Journal，Mechanical Engineering Letters 各誌（以下3誌とする）の編修委員長及び副編修委員長は，各カテゴリから選出されたエディタ（Editor）の中から編修理事会が選出する。

部門英文ジャーナルの編修委員長・副編修委員長の選出は，別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

1・2 アドバイザーエディタの選出

Mechanical Engineering Journal において，各カテゴリもしくは部門から推薦された候補をもとに編修理事会が選出する。

1・3 カテゴリマネジャー（Manager in Category）の選出

各カテゴリを代表し，学術誌全体の運営と調整を担うカテゴリマネジャーは，各部門・専門会議・推進会議より選出された人員で構成されるカテゴリのなかから推薦された候補をもとに，編修理事会が選出する。

1・4 編修委員長及び副編修委員長の任期

編修委員長，副編修委員長，アドバイザーエディタおよびカテゴリマネジャーの任期は，原則として2年とし，再任を妨げない。

2. エディタの選出及び任期

2・1 各誌エディタ（Editor）の選出

3誌のエディタは，各カテゴリの中からその分野に精通・熟達している者として，各カテゴリから推薦された者の中から編修理事会が選出する。なお，同カテゴリ内において各誌エディタ及びカテゴリマネジャーはそれぞれを兼任できる。

ただし，本会が定める倫理規定に反する行為を行った者は対象外とする。

2・2 アソシエイトエディタ（Associate Editor）の選出

3誌の編修に従事するアソシエイトエディタは，各部門・専門会議・推進会議から国際的な多様性を考慮した上でエディタが推薦し，編修委員長が選出する。推薦の方法は，各カテゴリ運営内規に定めることができる。

2・3 各誌エディタの任期

各誌カテゴリのエディタの任期は，原則として2年とし，再任を妨げない。

2・4 アソシエイトエディタの任期

アソシエイトエディタの任期は，原則として2年とし，再任を妨げない。

2・5 部門英文ジャーナル編修委員の選出と任期

部門英文ジャーナルの編修委員の選出と任期は，別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

2・6 アドバイザー・ボードの選出及び任期

2・6・1 アドバイザー・ボード（Advisory Board）の選出

日本機械学会論文集〔Transactions of the JSME (in Japanese)〕, Mechanical Engineering Journal, Mechanical Engineering Letters 各誌の編修を助成するアドバイザー・ボードは推薦された候補をもとに、編修理事会が選出する。

2・6・2 アドバイザリー・ボードの任期

アドバイザー・ボードの任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

2・7 委員の委嘱

委員の委嘱は、理事会の承認を経て会長が行う。

3. テゴリマネジャー，編修委員長，副委員長，アドバイザーエディタ，エディタならびにアソシエイトエディタの担当事項

3・1 共通事項

- (1) 投稿原稿の取扱いに関する事項について必要な審議を行う。
- (2) 校閲に関する事項については、審査終了後でも一切口外してはならない。（日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針 3.3項 参照）

3・2 カテゴリマネジャーの任務

カテゴリマネジャーは、各カテゴリの中心的役割を担い、次の事項を担当する。

- (1) 学術誌編修部会に出席し、決定した事項等をエディタおよびアソシエイトエディタへ連絡する。また、必要に応じてエディタおよびアソシエイトエディタの意見を集約し、学術誌編修部会に報告する。
- (2) 各誌カテゴリのエディタと連携して、各誌の編修作業を円滑に進行する。なお、カテゴリマネジャーは、各誌カテゴリのエディタを兼任できる。

3・3 編修委員長の任務

編修委員長は、各誌の編修について中心的役割を担い、次の事項を担当する。

- (1) 学術誌編修部会に出席する。
- (2) 編修委員会の代表者として、編修委員会を統括する。
- (3) 編修委員長は各誌カテゴリのエディタを兼任できる。
- (4) 編修委員長は著者より反論等が提出された場合に適切な処置を行う。
- (5) 部門英文ジャーナルに関する編修委員長の任務は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

3・4 副編修委員長の任務

副編修委員長は、次の事項を担当する。

- (1) 編修委員長が事故で任務を果たせない場合にそれを補佐またはその任務を代行する。
- (2) エディタの任務を兼任する。
- (3) 部門英文ジャーナルに関する副編修委員長の任務は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

3・5 アドバイザリーエディタ任務

- (1) Mechanical Engineering Journal の普及と質の向上について適切な助言を行う。
- (2) 特集号企画に対し助言等を行う。特集号企画について、積極的に広報宣伝を行う。

3・5 エディタの任務

- (1) 投稿原稿について、審査に値するか否かを判断し、審査を行う場合は、アソシエイトエディタの中から担当の編修委員を選び、担当編修委員とする。審査に値しないと判断した場合は、否決判定を行う。
- (2) 担当編修委員の可否判定をもとに学術誌への掲載の採否判定を行う。

3・6 アソシエイトエディタの任務

投稿原稿について、担当編修委員となった場合に編修作業の中心的役割を担い、可否判定を行う。

4. 担当編修委員の任務

4・1 各誌アソシエイトエディタの任務

アソシエイトエディタは、編修作業の中心的役割を担い、次の事項を担当する。

- (1) 投稿原稿について、担当編修委員となった場合には、審査に値するか否かを判断し、編修作業を進める場合は、投稿原稿の校閲者を決定する。また、自身が校閲を担当することができる。審査に値しないと判断した場合は、校閲者を選定せずに否決判定を行う。
- (2) 校閲者からの校閲結果に基づき投稿原稿の可否判定を行う。なお、任期終了後でも担当原稿の採否が決定するまで、編修作業の責任を負う。

4・2 部門英文ジャーナル編修委員の任務

部門英文ジャーナルに関する編修委員の任務は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

5. アドバイザリー・ボードの任務

アドバイザリー・ボードは、次の事項を担当する。

- (1) 日本機械学会論文集〔Transactions of the JSME (in Japanese)〕, Mechanical Engineering Journal, Mechanical Engineering Letters 各誌の普及と質の向上について適切な助言を行う。
- (2) 部門英文ジャーナルに関するアドバイザリー・ボードの任務は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

6. 投稿原稿に関する事項

- 6・1 担当編修委員は受理した原稿について、当該原稿の校閲に最も適当と思われる校閲者を決定し、担当編修委員名を添えて依頼を行う。なお、校閲者の選定に際して著者の意見を参考とすることができる。また、会員外にも校閲の依頼をすることができる。校閲者の決定にあたり、原稿の著者と直接利害関係のない者へ依頼する。
- 6・2 担当編修委員は以下の原則に基づき、校閲者への依頼と可否判定を行う。
 - (1) 2から3名の校閲者を選定し、校閲を依頼する。校閲者が校閲辞退をした場合は、改めて校閲者を選定し校閲を依頼することができる。
 - (2) 担当編修委員は(1)による校閲結果をもとに総合的に判定を行う。
 - (3) 校閲期限となっても校閲結果が全てそろわない場合は、期限内にそろった校閲結果をもとに迅速に判定を行う。期限内にそろった結果が1名のみの場合および2名の結果が可否に分かれた場合でも、担当編修委員が1名または2名の校閲結果にて判定を行うことができる。判定時には、担当編修委員の判断が尊重される。

(4) (2)および(3)の総合判定を行った以降に提出された校閲結果は採用しない。

6・3 著者への加筆・修正依頼と判定の取扱い

6・3・1 著者に対する加筆・修正依頼は、担当編修委員名を添えて行う（校閲者または担当編修委員が、著者に対し直接照会するようなことをしてはならない）。

6・3・2 「加筆・修正が必要」の原稿の取扱い

著者への加筆・修正依頼に対し、著者は書面回答と修正された原稿を提出する。加筆・修正依頼は、原則1回限りとする。

(1)「加筆・修正が必要」の場合、加筆・修正依頼事項を著者に送り、その回答及び修正原稿を確認し、担当編修委員が可否判定を行うことができる。ただし、再校閲が必要と判断される場合は、当該校閲者に再校閲を依頼する。この場合、再校閲結果をもとに、担当編修委員が可否判定を行う。なお、再校閲期限を過ぎても再校閲結果がそろわない場合は、再校閲結果を待たずに担当編修委員が判定を行う。

(2)校閲者が作成した照会事項については、担当編修委員が著者に理解される文章表現であることを確認し、必要に応じて誤字・脱字の訂正及び内容の追記・削除を行い、照会する。また、担当編修委員からの照会事項をあわせて質問として著者に送り、回答を求めることができる。

(3)加筆・修正により加筆・修正前の原稿（旧原稿）が著しく改訂されたと担当編修委員が判断した場合は、加筆・修正後の原稿の受理日を改訂原稿受付日とし、審査を継続する。

6・4 学術誌掲載可否の決定

投稿原稿に関する可否判定は担当編修委員が行うが、いずれも最終的な掲載の採否判定はエディタ（Review 原稿の場合は編修委員長）が行う。

最終通知は、エディタ名（Review 原稿の場合は編修委員長名）を添えて行う。

[部門英文ジャーナルへの投稿原稿]

部門英文ジャーナルへ投稿された原稿に関する採否決定は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」に記す。

6・5 反論の取扱い

日本機械学会学術誌投稿規定第22条参照。

7. 校閲に関する事項

7・1 校閲者の定義とその任務

学術誌に投稿された原著論文の校閲を行う者を校閲者とし、担当編修委員の依頼に基づき校閲を行う。

7・2 校閲者が留意すべき事項及び校閲に際しての判断基準

「論文校閲に際してのお願い事項」を指針として、指定された期限内に校閲を行い、校閲結果を報告する。

7・3 原稿の校閲・校閲期限

原則として本会発信日より、下記に示す期限内に校閲を終了の上、校閲結果を報告する。

校閲期限：3週間以内

再校閲期限：2週間以内

ただし、Letter 論文の場合は、以下とする。

校閲期限：2週間以内

再校閲期限：1週間以内

注1) 専門から著しく外れた論文で、校閲不可能と判断した場合は、直ちに校閲辞退の処理をする。

注2) 直接利害関係を持つような著者の論文が送付された場合は、直ちに校閲辞退の処理をする。

(日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針 2.2節参照)

8. 部門英文ジャーナル編修委員会組織の委員選出および任期等について

部門英文ジャーナル編修委員会は、別途「部門英文ジャーナル編修委員会規定」による。

付則

1. この通則の変更は編修理事会の承認を得なければならない。
2. この通則は2016年10月1日より施行する。

2013年7月10日	編修理事会制定
2015年5月19日	編修理事会改訂
2016年7月8日	編修理事会改訂
2021年7月13日	編修理事会改訂
2022年10月11日	編修理事会改訂
2023年3月28日	編修理事会改訂
2024年4月19日	編修理事会改訂

関連規定

学術誌編修部会規定

日本機械学会学術誌 投稿規定

日本機械学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針

日本機械学会学術誌の論文校閲に際してのお願い事項